

関税・外国為替等審議会関係法令等

○ 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（抄）

（設置）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

財政制度等審議会

関税・外国為替等審議会

（関税・外国為替等審議会）

第八条 関税・外国為替等審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務大臣の諮問に応じて関税率の改正その他の関税に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 財務大臣若しくは経済産業大臣又は財務大臣及び事業所管大臣の諮問に依りて外国為替又は対内直接投資等、特定取得若しくは技術導入契約（非居住者が行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の経営に関する技術の指導に係る契約をいう。）に関する重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。
- 四 外国為替及び外国貿易法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、関税・外国為替等審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他関税・外国為替等審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○ 関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）

（所掌事務）

第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第八条第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十六条、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第二十条、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十二条、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第二条、経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）第六条及び経済連携協定に基づく報復関税に関する政令（平成二十九年政令第十号）第二条の規定によりその権限に属させられた事項（第六条第二項第二号において「相殺関税等に関する事項」という。）を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議會に、次に掲げる分科会を置く。

関税分科会

外国為替等分科会

2 関税分科会は、審議會の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 関税率の改正その他の関税に関する重要事項を調査審議すること。

二 相殺関税等に関する事項を処理すること。

3 外国為替等分科会は、審議會の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国為替又は対内直接投資等、特定取得若しくは技術導入契約に関する重要事項を調査審議すること。

二 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定により審議會の権限に属させられた事項を処理すること。

4 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、財務大臣が指名する。

5 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

6 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

7 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

8 審議會は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議會の議決とすることができる。

(部会)

第七条 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、当該分科会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから当該分科会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって当該分科会の議決とすることができる。

(幹事)

第八条 審議會に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関（第六条第三項に規定する事務については、日本銀行を含む。）の職員のうちから、財務大臣が任命する。

3 幹事は、審議會の所掌事務のうち、第六条第二項又は第三項に規定する事務（同項に規定する事務にあつては、対内直接投資等、特定取得又は技術導入契約に係るものに限る。）について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第九条 審議會は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議會の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

第十条 審議會は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十一条 審議會の庶務は、財務省関税局関税課及び財務省国際局調査課において処理する。この場合において、当該処理する事項が外国為替に関する経済産業大臣の諮問に係るものであるときは、経済産業省貿易経済安全保障局総務課の協力を得て処理するものとする。

(雑則)

第十二条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議會の運営に関し必要な事項は、会長が審議會に諮って定める。

○ 関税・外国為替等審議会議事規則（平成十三年一月二十三日）

（趣旨）

第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号。第八条において「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 会議は、会長が日時及び場所を定め、招集する。

（緊急時の議決特例）

第三条 会長は、会議を招集した場合において、やむを得ない事情により委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が一堂に会することが困難であり、かつ、緊急に審議会の議決を経ることが審議会の目的達成上やむを得ないと認めるときは、電話その他の方法により、議決を求めることができる。

2 前項の規定により議決された事項については、会長は次に開かれる会議において、当該議決について報告するものとする。

（会議の議長）

第四条 会長は会議の議長となり、議事を総理する。

（会議又は議事録）

第五条 会議又は議事録は、公開とする。ただし、会長は、特段の理由により必要があると認めるときは、審議会に諮って会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項の議事録は、会議のつど作成し、速やかに公開するものとする。

3 第一項の規定により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示して議事要旨を公開するものとする。

（資料の提出等の要求）

第六条 審議会令第十条の規定に基づく資料の提出等の要求は会長が行う。

（付託）

第七条 会長は、調査審議事項が分科会に調査審議させることが適当と認めたときは、当該調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 審議会は、前項の規定により分科会に付託された調査審議事項については、分科会の議決をもって審議会の議決とする。

（準用）

第八条 第二条から前条までの規定は、分科会について準用する。この場合において、第二条、第三条、第四条、第五条第一項、第六条及び前条第一項中「会長」とあるのは「分科会長」と、第三条第一項中「審議会」とあるのは「分科会」と、第七条中「分科会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

2 第二条から第六条までの規定は、部会について準用する。この場合において、第二条、第三条、第四条、第五条第一項及び第六条中「会長」とあるのは「部会長」と、第三条第一項中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（雑則）

第九条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

○ 関税・外国為替等審議会関税分科会決定（平成十三年一月二十三日）

関税・外国為替等審議会令第七条第一項の規定に基づき、左記のとおり定める。

記

- 一、関税政策及び関税制度のあり方について調査審議する常設の機関として、企画部会を置く。
- 二、関税・外国為替等審議会令第一条に規定する相殺関税等に関する事項を処理し、又は関税定率法第十二条第二項（国民生活関連物資に係る弾力関税）の規定に基づく措置をとることに關し調査審議する常設の機関として、特殊関税部会を置く。

○ 「外資特別部会」設置要領（平成十三年一月二十三日）

関税・外国為替等審議会令第七条第一項及び第六項の規定に基づき、下記のように定める。

記

- 1 外国為替等分科会に外資特別部会を置く。
- 2 外資特別部会は、「対内直接投資等」又は「技術導入契約」に関する個別事案について調査審議するものとする。
- 3 外資特別部会が、前項の規定により調査審議した事項に關し議決を行った場合は、その議決をもって外国為替等分科会の議決とする。

○ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（生活関連物資の減税又は免税）

第十二条 （省 略）

2 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物（前項に規定するものを除く。）で輸入されるものについて、その輸入価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあり、かつ、国民生活の安定のため緊急に必要がある場合において、その輸入がこれと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

○ 相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）（抄）

（関税・外国為替等審議会への諮問）

第十六条 財務大臣は、調査の結果に基づき法第七条第一項の規定により相殺関税を課すること、同項の規定により課される相殺関税を変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）すること若しくは廃止すること又は同条第十項の規定による措置をとることが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。

○ 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）（抄）

（関税・外国為替等審議会への諮問）

第二十条 財務大臣は、調査の結果に基づき法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課すること、同項の規定により課される不当廉売関税を変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）すること若しくは廃止すること又は暫定措置をとることが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。

○ 緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）（抄）

（関税・外国為替等審議会への諮問等）

第十二条 財務大臣は、法第九条第一項、第三項、第四項若しくは第八項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第十項の規定により延長すること又は同条第一項、第三項若しくは第四項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。ただし、同条第八項の規定による措置を直ちに与える必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 財務大臣は、前項ただし書に規定する場合に該当して法第九条第八項の規定による措置がとられた場合においては、速やかに、当該措置の内容を関税・外国為替等審議会に報告しなければならない。

○ 報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）（抄）

（関税・外国為替等審議会への諮問等）

第二条 財務大臣は、報復関税等に係る措置をとることが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。ただし、報復関税等に係る措置を直ちに与える必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 財務大臣は、前項ただし書に規定する場合に該当して報復関税等に係る措置をとった場合においては、速やかに、当該報復関税等に係る措置の内容を関税・外国為替等審議会に報告しなければならない。

○ 経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）（抄）

（関税・外国為替等審議会への諮問等）

第六条 財務大臣は、法第七条の七第一項、第三項、第四項若しくは第七項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第二項の規定により延長すること又は同条第一項、第三項若しくは第四項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。ただし、同条第七項の規定による措置を直ちにとる必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 財務大臣は、前項ただし書に規定する場合に該当して法第七条の七第七項の規定による措置がとられた場合においては、速やかに、当該措置の内容を関税・外国為替等審議会に報告しなければならない。

○ 経済連携協定に基づく報復関税に関する政令（平成二十九年政令第十号）（抄）

（関税・外国為替等審議会への諮問等）

第二条 財務大臣は、経済連携協定に基づく報復関税に係る措置をとることが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。ただし、経済連携協定に基づく報復関税に係る措置を直ちにとる必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 財務大臣は、前項ただし書に規定する場合に該当して経済連携協定に基づく報復関税に係る措置をとった場合においては、速やかに、当該経済連携協定に基づく報復関税に係る措置の内容を関税・外国為替等審議会に報告しなければならない。

○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年十二月一日法律第二百二十八号）（抄）

（対内直接投資等の届出及び変更勧告等）

第二十七条（省 略）

2～4 （省 略）

5 財務大臣及び事業所管大臣は、第三項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第一項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等の届出をしたものに対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

6 前項の規定により関税・外国為替等審議会の意見を聴く場合において、関税・外国為替等審議会が当該事業の性質に鑑み、第三項に規定する四月の期間内に意見を述べることが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。

7～14 （省 略）

（対内直接投資等の届出の特例）

第二十七条の二 外国投資家（第二十六条第一項に規定する外国投資家をいい、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したものその他の前条第三項の規定による審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、対内直接投資等（第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいい、同項第一号から第四号まで及び第九号（第一号から第四号までに掲げる行為に準ずるものに限る。）に掲げる行為に限る。以下この条及び第二十九条第五項において同じ。）のうち、国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるもの以外のものを行おうとする場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該外国投資家は、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を遵守しなければならない。

2 財務大臣及び事業所管大臣は、前項に規定する基準の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関

税・外国為替等審議会の意見を聴かなければならない。

3ゝ7 (省 略)

(特定取得の届出及び変更勧告等)

第二十八条 (省 略)

2ゝ4 (省 略)

5 財務大臣及び事業所管大臣は、第三項の規定により特定取得を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第一項の規定による届出に係る特定取得が国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該特定取得の届出をしたものに対し、政令で定めるところにより、当該特定取得に係る内容の変更又は中止を勧告することが出来る。ただし、当該変更又は中止を勧告することが出来る期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

6 前項の規定により関税・外国為替等審議会の意見を聴く場合において、関税・外国為替等審議会が当該事案の性質に鑑み、第三項に規定する四月の期間内に意見を述べることが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する特定取得を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。

7ゝ9 (省 略)

(特定取得の届出の特例)

第二十八条の二 外国投資家(第二十六条第一項に規定する外国投資家をいい、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したもののその他の前条第三項の規定による審査を行う必要性が高いものとして政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)は、特定取得のうち、国の安全に係る特定取得に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるもの以外のものを行おうとする場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該外国投資家は、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を遵守しなければならない。

2 財務大臣及び事業所管大臣は、前項に規定する基準の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴かなければならない。

3ゝ7 (省 略)

(措置命令)

第二十九条 財務大臣及び事業所管大臣は、次に掲げる場合において、対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等又は特定取得を行つた外国投資家に対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

一 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない外国投資家が、当該届出をせずに対内直接投資等又は特定取得を行つた場合

二 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家が、禁止期間の満了前に、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得を行つた場合

2 財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をした外国投資家が、当該届出に關し虚偽の届出をした場合において、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等又は特定取得を行つた外国投資家に対し、政令で定めるところにより、必要な措置を命ずることができる。

3・4 (省 略)

5 財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条の二第二項又は前条第一項の規定により第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等又は特定取得を行つた第二十七条の二第二項又は前条第一項に規定する外国投資家が、第二十七条の二第四項又は前条第四項の規定による命令に違反した場合であつて、当該対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等又は特定取得を行つた外国投資家に対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

6 (省 略)

(技術導入契約の締結等の届出及び変更勧告等)

第三十条 (省 略)

2・4 (省 略)

5 財務大臣及び事業所管大臣は、第三項の規定により技術導入契約の締結等をしてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第一項の規定による届出に係る技術導入契約の締結等が国の安全等に係る技術導入契約の締結等に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該技術導入契約の締結等の届出をした者に対し、政令で定めるところにより、当該技術導入契約の締結等に係る条項の全部若しくは一部の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

6 前項の規定により関税・外国為替等審議会の意見を聴く場合において、関税・外国為替等審議会が、当該事案の性質に鑑み、第三項に規定する四月の期間内に意見を述べることが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。

7・8 (省 略)